〔告　示〕

○特定駐留軍用地跡地を指定する件（**内閣府**三二）　三八七
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（**国家公安委**一五）　三八九
○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**総務**一四二）　三九一
○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（**同**一四三）　三九一
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（**同**一四四）　三九二
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（**同**一四五）　三九三
○地方税法施行規則第十条第五項及び第二十四条の三十九第三項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準（**同**一四六）　三九三
○地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項第十五号に規定する総務大臣が定めるものを定める件（**同**一四七）　三九七
○地方税法施行規則第二十四条の三十九第七項第二号ニに規定する総務大臣が定めるものを定める件（**同**一四八）　三九七
○地方税法施行規則第二十四条の四十二第三項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準（**同**一四九）　四〇一
○地方税法施行規則第二十四条の四十四の規定に基づき、地方団体の徴収金の収納の事務を行うための役務を定める件（**同**一五〇）　四〇二
○地方税法施行規則第二十四条の四十第三項第二号及び第三号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準を定める件（**同**一五一）　四〇三
○地方税法施行規則第九条の三の二第一項に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準を定める件（**同**一五二）　四〇四
○地方税法施行規則第九条の八第四項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準を定める件（**同**一五三）　四一〇
○災害対策基本法施行令の規定に基づき平成三十年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地方公共団体を定める件（**同**一五四）　四一四
○平成三十年発生災害に係る小災害債の対象となる地方公共団体について指定する件（**同**一五五）　四一四
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件の一部を改正する件（**同**一五六）　四一五
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**一五七）　四一六
○地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**一五八）　四一七
○地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**一五九）　四一九
○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（**同**一六〇）　四二一
○消防力の整備指針の一部を改正する件（**消防庁**四）　四二三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**一〇二）　四二三
○健康保険印紙の形式の一部を改正する件（**財務**八八）　四二四
○特定事業者責任比率の一部を改正する件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一）　四二六
○再商品化義務総量の一部を改正する件（**同**二）　四二六
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**三）　四二七
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**四）　四二七
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（**同**五）　四三〇
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**六）　四三三
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**七）　四三五
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**七）　四三七
○日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（**財務・農林水産・経済産業**二）　四三七

（以下次のページへ続く）